

障害児支援の利用者負担基準変更

神戸市福祉局障害者支援課





対象サービス | 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）
障害児入所支援（福祉型入所施設、医療型入所施設）

変更の対象 | 利用者負担額の基準（神戸市独自部分）

基準変更日 | 令和5年7月1日

（注意）基準変更日前から利用している方

受給者証更新後の給付決定期間開始日が令和5年7月1日以降の方に新基準が適用されます。
令和5年6月1日以降に誕生日を迎え、受給者証を更新するときから新基準が順次適用されますので、新基準と旧基準は1年間ほど併存します。

障害児支援の利用者負担基準変更

障害児通所支援（神戸市独自基準）の負担上限月額

現行基準

所得区分 19階層	負担上限額	
生活保護世帯 市民税非課税	0円	
市民税均等割のみ かつ 所得税非課税	1,100円	
市民税所得割課税 かつ 所得税非課税	1,700円	
市民税所得割額が 28万円未満 かつ	所得税額 8,400円以下	2,300円
	所得税額 12,000円以下	2,700円
	所得税額 15,000円以下	2,800円
	所得税額 20,000円以下	3,400円
	所得税額 30,000円以下	3,900円
	所得税額 40,000円以下	4,100円
	所得税額 40,001円以上	4,600円
市民税所得割額が 28万円以上 かつ	所得税額 55,000円以下	4,700円
	所得税額 70,000円以下	5,400円
	所得税額 101,000円以下	7,300円
	所得税額 183,000円以下	8,100円
	所得税額 283,000円以下	10,300円
	所得税額 403,000円以下	10,800円
	所得税額 703,000円以下	13,600円
所得税額 703,001円以上	16,620円	



新基準

所得区分 6階層	負担上限額
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税所得割額が 3万3千円未満	1,700円
市民税所得割額が 28万円未満	4,600円
市民税所得割額が 46万円未満	13,600円
市民税所得割額が 46万円以上	16,620円

参考：国基準

所得区分 4階層	負担上限額
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税所得割額が 28万円未満	4,600円
市民税所得割額が 28万円以上	37,200円

障害児支援の利用者負担基準変更

同一世帯で2人以上が障害児通所支援を利用する世帯の負担上限月額

神戸市独自

※1人分の負担上限月額が4,600円の世帯の例

第1子の負担上限月額：4,600円

第2子の負担上限月額：460円 (4,600円 × 1/10)

第3子の負担上限月額：460円 (4,600円 × 1/10)

廃止

国基準

※1人分の負担上限月額が4,600円の世帯の例

第1子の負担上限月額：4,600円

第2子の負担上限月額：4,600円

第3子の負担上限月額：4,600円

世帯の負担上限月額
4,600円

継続

※就学前児童が利用する場合の「多子軽減措置」（保育所等と共通）も継続

障害児支援の利用者負担基準変更

障害児入所支援（神戸市独自基準）の負担上限月額

現行基準

所得区分	負担上限額	
18階層		
生活保護世帯	0円	
市民税非課税		
市民税均等割のみ かつ 所得税非課税	2,300円	
市民税所得割課税 かつ 所得税非課税	3,300円	
市民税所得割額が 28万円未満 かつ	所得税額 12,000円以下	4,500円
	所得税額 15,000円以下	5,000円
	所得税額 20,000円以下	6,800円
	所得税額 30,000円以下	7,100円
	所得税額 40,000円以下	7,800円
	所得税額 40,001円以上	9,300円
市民税所得割額が 28万円以上 かつ	所得税額 55,000円以下	9,400円
	所得税額 70,000円以下	10,400円
	所得税額 101,000円以下	14,500円
	所得税額 183,000円以下	14,700円
	所得税額 403,000円以下	20,600円
	所得税額 703,000円以下	27,100円
	所得税額 1,078,000円以下	34,400円
所得税額 1,078,001円以上	37,200円	



新基準

所得区分	負担上限額
6階層	
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税所得割額が 3万3千円未満	4,600円
市民税所得割額が 28万円未満	9,300円
市民税所得割額が 46万円未満	24,800円
市民税所得割額が 46万円以上	37,200円

参考：国基準

所得区分	負担上限額
4階層	
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税所得割額が 28万円未満	9,300円
市民税所得割額が 28万円以上	37,200円



児童発達支援センターにおける「食費」



国基準等を踏まえ変更
(食費の上限を廃止)

障害児入所施設における

- 補足給付費 (特定入所障害児食費等給付費)
- 医療型個別減免 (医療費、食事療養費)



市独自基準(助成)を廃止し、
国基準に統一